

毎年7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱／法務省 牛久市、牛久市保護司会、牛久市更生保護女性会、牛久市青少年相談員連絡会

問 こども家庭課☎内線1732

「社会を明るくする運動」とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

市では、保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会と連携し、市内の駅周辺において横断幕やのぼり旗の設置を行うほか、市内の小中学生に啓発品の配布をするなど、明るい社会づくりについて理解を深めていただくための活動を展開しています。

「更生保護」とは

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防止、非行をなくし、これらの人たちが、改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の皆様の理解と協力が不可欠です。

市では、犯罪や非行を防ぎ、立ち直りの支援を行うとともに、

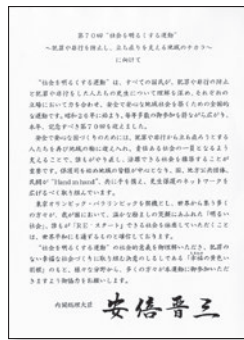
代を担う青少年の健やかな成長を願い、地域や関係団体と手を取り合って、子育て支援や地域に根差したよりよい環境づくりに取り組んでいます。

地域の力が  
犯罪や非行を防ぎます

犯罪や非行をなくすためには、再犯の防止と犯罪・非行を生み出さない家庭や地域づくりが必要不可欠です。地域ぐるみで力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築きましょう。



内閣総理大臣からのメッセージの伝達  
牛久市保護司会より市長へ伝達されました。



内閣総理大臣からの  
メッセージ

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】月～金曜日

(午前9時～正午/午後1時～4時)

問 牛久市消費生活センター

☎830-8802

契約って何？

契約は、法的拘束力のある約束のことです。申し込みと承諾という意思表示によって、その意思が合致することで成立します。

① 契約は原則として**口頭**で成立し、一定の場合保証契約等)を除いて、書面の作成は必須ではない。

② 契約するか否か、どのような内容や形式にするかは、当事者が自由に決めることができる(契約自由の原則)。

③ 一方の都合だけで勝手に契約をやめることはできない(クーリング・オフ等)が、契約書に記載されているかを確認することが重要である。

〈契約する前のチェックポイント〉

- 本当に必要な商品・サービスですか？
- 家族や知人、消費生活センター等に相談する必要はありませんか？
- 支払回数・支払総額・支払期間を把握していますか？
- 解約についての契約条項がありますか？
- 他社の商品やサービスと比較検討しましたか？
- 長期間にわたる契約の場合、最後まで無理なく続けられますか？
- 中途解約ができる契約ですか？

